

厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会の設置について（案）

1. 設置目的

- 人の健康を損なう等のおそれのある有害な化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）により、新規化学物質の製造・輸入に際しての事前審査、化学物質の性状等に応じた製造・輸入等の規制等が行われてきている。
- 平成15年の化審法改正（平成16年4月施行）の際、同法附則第6条において、「施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされた。
- 本部会は、化学物質管理をとりまく国際的な環境の変化を踏まえ、保健衛生上の観点から、化学物質の審査・規制に係る制度改正の必要性等について検討を行うことを目的とする。

2. 検討課題

本部会においては、化学物質の審査・規制制度に関し、以下の事項等について検討する。

- ・ サプライチェーンを通じた化学物質管理の重要性と問題点
- ・ 新規化学物質審査等のハザード評価方法のあり方
- ・ リスク評価の必要性和効率的実施方法
- ・ 国際的調和に配慮した化学物質管理

3. 構成

本部会は、法律家、公衆衛生、環境科学、医学、毒性学等の専門家、化学物質管理に関する専門家等、幅広い分野の関係者を委員として参集する（おおむね15名程度の委員を予定。）。

4. 検討スケジュール

平成20年度内を目途に、化学物質の審査・規制制度の具体的な見直しについて、本部会としての検討を終了する。

(参考)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（抄）

（昭和四十八年法律第百十七号）

附則（平成一五年五月二八日法律第四九号）

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

厚生科学審議会の構成について

厚生科学審議会

[30名以内]

厚生労働省設置法(平成11年7月16日法律第97号)により設置

感染症分科会

厚生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)により設置

感染症部会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。検疫法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により厚生科学審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

結核部会

結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を処理すること。

生活衛生適正化分科会

厚生科学審議会令(平成12年6月7日政令第283号)により設置

科学技術部会

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議すること。

医療関係者部会

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の学校又は養成所若しくは養成施設の指定又は認定に関する重要事項を調査審議すること。

疾病対策部会

特定の疾患(難病、アレルギー等)の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議すること。

地域保健健康増進 栄養部会

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議すること。

生活環境水道部会

建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議すること。

生殖補助医療部会

精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療に関する重要事項を調査審議すること。

医薬品販売制度改正 検討部会

医薬品のリスク等の程度に応じて適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直しについて調査審議すること。

健康危機管理部会

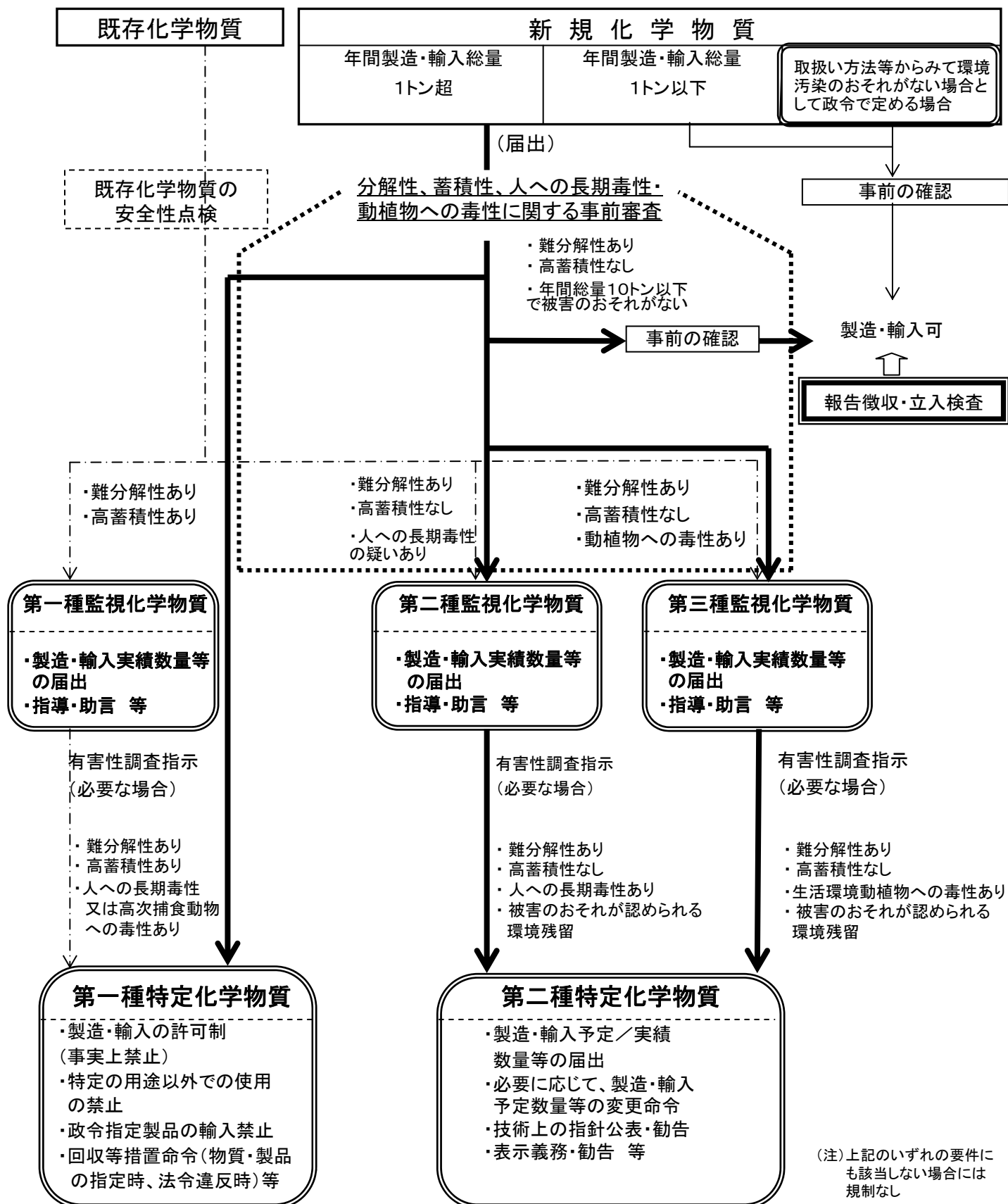
原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関することとする。但し、他の分科会・部会に所掌に属するものを除く。

【新設】

化学物質制度改正検討部会

化学物質の審査及び製造等の規制に関し、化学物質管理をとりまく環境の変化を踏まえ、リスク評価の方法等について調査審議すること。

化学物質の審査・規制制度の概要



○製造・輸入事業者が自ら取り扱う化学物質に関し把握した有害性情報の報告義務